

平成25年3月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本英晴

平成24年(ワ)第1229号 謝罪広告等請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月1日

判 決

東京都千代田区永田町二丁目1番2号衆議院第二議員会館504号

原 告 辻 元 清 美

同訴訟代理人弁護士 西 岡 弘 之

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

被 告 株式会社産業経済新聞社

同代表者代表取締役 熊 坂 隆 光

千葉県浦安市富士見5-19-11-203

被 告 阿 比 留 瑞 比

被告ら訴訟代理人弁護士 熊 谷 信 太 郎

同 布 村 浩 之

主 文

- 1 被告らは、連帶して、原告に対し、80万円及びこれに対する平成23年3月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、50分し、その4/9を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告らは、連帶して、原告に対し、別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を、産経新聞（全国版）の記事面に、同目録に記載された条件で1回掲載せよ。
- 2 被告らは、連帶して、原告に対し、3300万円及びこれに対する平成23

年3月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告が、被告株式会社産業経済新聞社（以下「被告会社」という。）が発行する新聞紙上に、その従業員である被告阿比留瑠比（以下「被告阿比留」という。）が原告の名譽を毀損する記事を掲載したと主張して、被告阿比留に対しては不法行為に基づき、被告会社に対しては不法行為及び使用者責任に基づき、連帶して、謝罪広告の掲載並びに慰謝料3000万円と弁護士費用300万円の合計3300万円及びこれに対する最終の不法行為の日の翌日である平成23年3月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提となる事実等

(1) 原告は、昭和58年、市民団体「ピースボート」を設立し、平成8年、衆議院議員に初当選し、平成24年1月時点で4期目の衆議院議員を務めていた。

原告は、平成21年9月から平成22年5月までの間、国土交通副大臣を務め、平成23年3月11日に発生した東日本大震災直後の同月13日から同年9月までの間、菅直人内閣の下で、首相補佐官（災害ボランティア担当）を務めた。

(2) 被告会社は、日刊新聞「産業経済新聞」（以下「産経新聞」という。）及びその他日刊紙の発行並びに販売等を目的とする株式会社である。

被告阿比留は、被告会社の従業員であり、編集局政治部に所属する記者である。

(3) 被告会社は、「産経新聞」平成23年3月16日号朝刊の「政論」の欄に、次のような記載を含む被告阿比留執筆の記事を掲載した（以下「本件記事1」という。）。（甲1）

ア 「原発事故 首相なお指揮演出」との題名

- イ 「ブラックジョーク」との小見出し
- ウ 「13日に蓮舫行政刷新担当相を節電啓発担当相に、辻元清美元国土交通副大臣を災害ボランティア担当の首相補佐官に任命したことにも必然性を感じられない。」
- エ 「蓮舫氏は事業仕分けで大津波対策のスーパー堤防の廃止を判定した。辻元氏は平成7年の阪神淡路大震災の際、被災地で反政府ビラを撒いた。2人の起用はブラックジョークなのか。」
- オ 「阪神大震災では、後手後手の対応を取った小沢潔国土庁長官が非常災害対策本部長を更迭された前例もある。首相もパフォーマンス以外に知恵が浮かばないならば他の人に代わってもらうしかない。」
- (4) 被告会社は、「産経新聞」平成23年3月21日号朝刊の「政論」の欄に、次のような記載を含む被告阿比留執筆の記事を掲載した（以下、「本件記事2」といい、本件記事1と本件記事2を併せて「本件各記事」という。）。
- (甲2)
- ア 「隊員踏みにじる最高指揮官」との題名
- イ 「なぜ辻元清美衆院議員を震災ボランティア担当の首相補佐官に起用したのか。」
- ウ 「カメラマンの宮嶋茂樹氏の著書によると、辻元氏は、平成4年にピースボートの仲間を率いてカンボジアでの自衛隊活動を視察し、復興活動でへとへとになっている自衛官にこんな言葉をぶつけたという。『あんた！そこ（胸ポケット）にコンドーム持っているでしょう』」
- エ 「辻元氏は自身のブログに『軍隊という組織がいかに人道支援に適していないか』とも記している。こんな人物がボランティア部隊の指揮を執ることは。被災地で命がけで活動している自衛隊員は一体どんな思いで受け止めているだろうか。」

3 爭点

(1) 本件各記事が原告の社会的評価を低下させるか。

(原告の主張)

本件記事1は、原告が平成7年に発生した阪神淡路大震災の際、被災地で反政府ビラをまいたとの事実を前提として、原告が東日本大震災で災害ボランティア担当の首相補佐官に任命されたことは悪い冗談でしかなく、原告には災害ボランティア担当の首相補佐官に任命される資格はないとするものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

本件記事2は、原告がカンボジア復興にあたっている自衛隊員に対して、買春行為をしていると決めつける侮辱的発言をしたと理解させるものであり、また、上記発言を前提として、原告が災害ボランティア担当の首相補佐官に就任したことは、東日本大震災の復興活動にあたっている自衛隊員の気持ちを踏みにじるものであり、原告は首相補佐官として不適任である旨論評したものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

(被告らの主張)

本件各記事は、いずれも、東日本大震災直後の菅直人首相（以下「菅元首相」）の対応を批判する論評記事であり、批判対象の一例として、菅元首相が原告を災害ボランティア担当の首相補佐官に任命した人事に疑問を呈するものであり、原告の政治能力を批判することに主眼があるわけではなく、原告に関する記述は記事全体に比して極めて小さい。

また、議会制民主主義社会の下、政治家の能力や適性に関しての批評の自由は最大限尊重されるべきである。本件各記事には原告に対する消極的評価を含む表現があるが、政治家に対する批判的表現として何ら度を超したものではなく、これにより原告の政治家としての社会的評価を低下させるとはいえない。

(2) 本件各記事で掲示された事実は公共の利害に関する事実であり、その目的が専ら公益を図るもので、当該事実が真実であるか、又は、真実であると信

じたことにつき相当の理由があるか。

(被告らの主張)

ア 本件各記事は、いずれも菅元首相の政治手腕を批判する論評の一環として、原告の職務への適格性に言及したもので、公共の利害に関する事実であって、公益目的がある。

イ 本件記事 1 の論評の前提として、原告が平成 7 年に発生した阪神淡路大震災の際、ピースボートの一員として被災地で活動したこと、原告を含むピースボートのメンバーが被災地において「自衛隊は違憲です。自衛隊から食料を受け取らないで下さい。」「これは天災なんかではなく（神戸市等の行政の怠慢による）人災だ。」などと主張し、その旨のビラを配布したこと等は、当時広く知られており、真実である。

また、当時、原告を含むピースボートのメンバーが被災地において配布した被災者向け情報誌「デイリーニーズ」には、震災に遭って店が焼失し、国民金融公庫の借金のみが残ったという被災者の男性の声として「国は地震のあった 17 日付で公庫の返済分をしつかり引き落としよった」とのコメントが記載され、また、ピースボート神戸本部に在日朝鮮人女性がキムチを持って来訪した話を紹介する記述の中に「ニッポンのおぞましき中年男たちに切られた百いくつのチマチョゴリ」という表現が使用されるなど、日本国民に対する不必要的批判が窺われるものであった。

したがって、原告が被災地で反政府ビラを撒いたとの事実は、その重要な部分において真実である。

そして、菅元首相が、繰り返し反自衛隊を訴えてきた原告を、よりによって自衛隊との緊密な信頼関係を要する災害ボランティア担当の首相補佐官として起用したことを皮肉って「ブラックジョーク」と評することは何ら正当な論評の域を逸脱しない。

ウ 本件記事 2 のうち原告の発言部分は、宮嶋茂樹（以下「宮嶋」とい

う。) の著書「ああ、堂々の自衛隊」(以下「本件著書」という。) から引用したものである。同書には、自衛隊に対して「隊内でコンドームを配っているとか。(相手の隊員を指差して) あなたのポケットにもあるんでしょう」との発言を誰がしたかについては明確な記載はないものの、同書の文庫版の後書きには原告が国会議員になったことが記載された上で、「国会論戦が実に楽しみである。やはり、『コンドームは持っていくのか』とおたずねになるのであろう」との記述が存在し、この表現は上記発言が原告のものであることを前提とした記述である。

したがって、原告が上記発言をしたとの事実はその重要部分において真実である。

そして、原告はピースボートの中心的存在として自衛隊に批判的な活動を行ってきたから、原告が自衛隊との連携が不可欠である災害ボランティア担当の首相補佐官に就任し、自衛隊に指揮命令する権限を有する立場を務めることについて、なぜ原告を起用したのかと疑問を呈し、自衛隊員は一体どんな気持ちで受け止めているだろうかと推測することは、正当な論評の域を逸脱する表現ではない。

エ 本件各記事は「政論」と題され、記者が過去に報道されたニュース等に基づいて専ら自身の政治所感を述べる論評記事であるから、本件各記事を執筆するに当たり、原告への取材は必要ではない。

したがって、原告に対する取材がなくても、本件各記事の論評が前提とする事実を真実と信じたことは相当である。

(原告の主張)

原告が阪神淡路大震災の際、被災地で反政府ビラを撒いたとの事実及びカンボジア復興に携わっている自衛隊員に対して「あんた! そこ(胸ポケット)にコンドーム持っているでしょう」と発言したとの事実はいずれも存在しない。したがって、本件各記事は、その報じた事実及びこれを前提とする

意見ないし論評の双方において、内容虚偽の報道であり、真実ではなく、また、被告らは、本件各記事を掲載するにあたって、何の取材もしておらず、真実と信じたことに相当な理由もない。

(3) 原告の損害及び謝罪広告について

(原告の主張)

ア　原告は、首相補佐官（災害ボランティア担当）に就任後、政府諸機関、関係自治体、ボランティア団体及び自衛隊と密接に連携して東日本大震災の被災者援護活動にあたってきた。

本件記事1は原告が阪神淡路大震災の際に反政府ビラを撒いたような人物であると報じるものであり、本件記事2は原告がカンボジア復興にあたっていた自衛隊に対し、侮辱的な暴言を吐いたと報じるものであって、原告の社会的評価を低下させる。

さらには、東日本大震災の被災者や自衛隊を含む関係者に原告に対する信頼感を失わせるものであり、被災者救護活動に多大な悪影響を与えた。

そこで、本件各記事によって原告に生じた誤解を解消し、原告の名誉を回復するためには、本件各記事が掲載されたことにより、その読者が誤解している産経新聞に別紙謝罪広告目録記載の謝罪広告を掲載させる必要がある。

イ　原告に生じた損害を填補するためには、上記の謝罪広告の記載だけでは不十分なので、被告らに対し、原告が被った名誉毀損に対する慰謝料として3000万円を支払わせることが相当である。

ウ　被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当額は300万円である。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 爭点(1)について

(1) 前提となる事実(3)及び甲1によれば、本件記事1は、平成23年3月16日付け産経新聞の「政論」に被告阿比留の署名入りで掲載された記事であること、本件記事1には、「原発事故 首相なお指揮演出」との題名が掲げられ、本文の冒頭には、「東京電力福島第1原発のトラブルがこれほど悪化したのは、政府が初動時に事態を過小評価したからではないか。あるいは希望的観測に基づき小さく扱おうとしたのかもしれない。そこに菅直人首相のいつもの政治パフォーマンスと責任転嫁が加わり、事態は混迷を深めている。」との記事があること、それに続けて、「不都合な真実隠す」「東電に3時間11分」との小見出しの下、具体的な事実を挙げて菅元首相の東京電力福島第1原発事故に対する対応の不手際を批判する趣旨の記事があること、その後に、「ブラックジョーク」という小見出しの下、「13日に蓮舫行政刷新担当相を節電啓発担当相に、辻元清美元国土交通副大臣を災害ボランティア担当の首相補佐官に任命したことにも必然性を感じられない。」「蓮舫氏は事業仕分けで大津波対策のスーパー堤防の廃止を判定した。辻元氏は平成7年の阪神淡路大震災の際、被災地で反政府ビラを撒いた。2人の起用はブラックジョークなのか。」「阪神大震災では、後手後手の対応を取った小沢潔国土長官が非常災害対策本部長を更迭された前例もある。首相もパフォーマンス以外に知恵が浮かばないならば他の人に代わってもらうしかない。」との記事があることが認められる。

上記のとおり、本件記事1のうち原告に関する記載は、被告阿比留が菅元首相の東京電力福島第1原発事故対応等について批判をする中の最後であって、本件記事1は菅元首相による国会議員の政府要職への任命について批判する趣旨の記事であり、主たる批判が菅元首相に向けられているというべきではあるが、原告に関する記述部分は、原告が阪神淡路大震災の際、被災地に反政府ビラを撒いた事実を前提に原告を災害ボランティア担当の首相補佐

官に任命したことを悪い冗談であると論評するものとなっており、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、菅元首相に対する批判記事というだけでなく、原告が阪神淡路大震災という緊急事態の中にある被災地で自らの政治思想を優先して反政府ピラをまいたという事実があること、そのため、原告が、東日本大震災に対応する災害ボランティア担当の首相補佐官に就任することは不適切であるとの印象を与えるというべきである。

したがって、本件記事1は、事実を摘示して、災害ボランティア担当の首相補佐官としての原告の社会的評価を低下させるものであったことが認められる。

(2) 前提となる事実(4)及び甲2によれば、本件記事2は、平成23年3月21日付けの産経新聞の「政論」に被告阿比留の署名入りで掲載されたものであること、本件記事2には、「隊員踏みにじる最高指揮官」との題名があること、本件記事2の冒頭には、菅元首相が防衛大学校の卒業式の訓示の際、東京電力福島第1原発事故での自衛隊員の決死の活動を賞賛したとの記事があること、これに続けて、「なぜ辻元清美衆院議員を震災ボランティア担当の首相補佐官に起用したのか。」、「カメラマンの宮嶋茂樹氏の著書によると、辻元氏は、平成4年にピースボートの仲間を率いてカンボジアでの自衛隊活動を視察し、復興活動でへとへとになっている自衛官にこんな言葉をぶつけたという。『あんた！ そこ（胸ポケット）にコンドーム持っているでしょう』」、「辻元氏は自身のブログに『軍隊という組織がいかに人道支援に適していないか』とも記している。こんな人物がボランティア部隊の指揮を執るとは。被災地で命がけで活動している自衛隊員は一体どんな思いで受け止めているだろうか。」、「自衛隊を『暴力装置』呼ばわりした仙石由人代表代行を被災者支援担当の官房副長官に起用したのも理解できない。」との記事があること、末文で「『首相の言うことは支離滅裂で、隊員達の気持ちを逆なですばかりだ』ある幹部自衛官はこう嘆いたが、無責任な最高指揮官の指

示に黙々と応える自衛隊員に心から敬意を表したい。」と結ばれていることが認められる。

そうすると、本件記事2は、菅元首相による東日本大震災の復興支援のための人事に対する批判を狙いとしているが、その批判理由の1つとして原告に関する人事を取り上げており、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告がカンボジアでの自衛隊活動を視察した際、カンボジアの復興活動に尽力していた自衛官に対し、「コンドーム持っているでしょう」と侮辱した事実を前提に、東日本大震災の復興支援の際、原告が支援活動に従事する自衛隊員を指揮し、自衛隊と連携することは困難であり、原告は震災ボランティア担当の首相補佐官として不適切であるとの印象を与えるというべきである。

したがって、本件記事2は、事実を摘示して、災害ボランティア担当の首相補佐官としての原告の社会的評価を低下させるものであったことが認められる。

(3) この点、被告らは、本件各記事が、いずれも、菅元首相の対応を批判する論評記事であり、批判対象の一例として、菅元首相が原告を災害ボランティア担当の首相補佐官に任命した人事に疑問を呈するものであり、原告の政治能力を批判することに主眼があるわけではないし、原告に関する記述は記事全体に比して極めて小さいと主張する。しかし、菅元首相に対する批判であったとしても、菅元首相による原告に関する人事を非難する中で、上記のとおり、原告の災害ボランティア担当の首相補佐官就任について、事実を摘示して消極的な評価を与えるものであるから、被告らが菅元首相に対する批判を意図しており、原告についての記述が少なかったとしても、本件各記事によって原告の社会的評価が低下したというべきである。したがって、被告らの主張は採用できない。

また、被告らは、本件各記事は、政治家に対する批判的表現として何ら度

を超したものではなく、これにより原告の政治家としての社会的評価を低下させるとはいえないと主張するが、論評として許される場合があり得ることは別として、上記のとおり、阪神淡路大震災の被災地で反政府ピラを撒いた事実や、カンボジア復興にあたっている自衛隊員に対して「コンドーム持っているでしょう」と発言した事実は、災害ボランティア担当の首相補佐官としての適格性を疑わせる事実であるから、原告が政治家であることを考慮しても、原告の社会的評価を低下させる事実を摘示したと言え、被告らの主張は採用できない。

2 爭点(2)について

(1)ア 首相による国会議員の政府要職への任命に関する情報や、国会議員の当該職務に関する適格性に係る情報は、政治、社会等に関する諸問題として市民が持つべき正当な関心事であり、広く議論の対象とされて然るべき事柄であるから、本件各記事は、公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的があると認められる。

そこで、本件各記事が、論評をする前提とした事実が主要な点で真実であると認められるか検討する。

イ 被告らは、本件記事1の論評の前提として、阪神淡路大震災の際、原告を含むピースボートのメンバーが被災地において「自衛隊は違憲です。自衛隊から食料を受け取らないで下さい。」「これは天災なんかではなく（神戸市等の行政の怠慢による）人災だ。」などと述べ、その旨のピラを配布したこと等が当時広く知られており、真実であると主張し、████████の陳述書（乙26）を提出し、被告阿比留はその旨を供述する。

しかし、前記████及び被告阿比留は、原告が上記の発言をしたり、ピラを配布している様子を直接見たり、聞いたりしているわけではないし、この主張を客観的に基礎付ける証拠は存しないから、前記████の陳述書及び被告阿比留の供述は直ちに採用できない。

また、原告を含むピースボートのメンバーが被災地において配布した「デイリーニーズ」に、「国は地震のあった17日付で公庫の返済分をしつかり引き落としよった」とのコメントが記載されていたこと及び「ニッポンのおぞましき中年男たちに切られた百いくつのチマチョゴリ」との表現があったことから、日本国民に対する不必要的批判が窺われ、原告が被災地で反政府ビラを撒いたとの事実は、その重要な部分において真実であると主張する。

しかし、上記記載内容は、反政府活動を意味していないことが明らかであり、また、証拠（甲4、5（枝番号を含む。）、乙1、2）及び弁論の全趣旨によれば、「デイリーニーズ」は、炊き出しの場所や時間、安否情報及び医療情報等の被災地の日常の情報が記載された情報誌であり、合計で40号配布されたと認められ、そのうちのわずか2号分のしかも一部に被告指摘の記述があったというにすぎないのであって、この情報誌の配布をもってピースボートのメンバーが原告が被災地で反政府ビラを撒いたと認めるることはできない。

したがって、被告らの主張を採用できない。

ウ さらに、被告らは、本件記事2について、本件著書の文庫版の後書きに原告が国会議員になったことが記載された上で、「国会論戦が実に楽しみである。やはり、『コンドームは持っていくのか』とおたずねになるのであろう」との記述が存在し、これは原告が上記発言を行ったことを前提とした記述であるから、原告が上記発言をしたとの事実はその重要部分において真実であると主張する。

しかし、上記記述によっても、原告が上記発言をしたと読み取れるわけではないし、証拠（甲3、10、乙15、27）によれば、文庫版も含め本件著書には原告が上記発言をしたと明確に記載しているとは認められず、平成4年当時に自衛隊第1次カンボジア派遣部隊広報官として原告を含む

ピースボートの参加者のカンボジア訪問に応対した太田清彦（以下「太田」という。）は、原告が当時上記発言をしていなかったと陳述していることから、本件著書の記載をもって、原告が上記発言をしたとの事実は真実であると認めることはできない。

したがって、被告らの主張は採用できない。

エ そして、本件全証拠によつても、本件各記事に摘示された事実が真実であることを裏付ける証拠はない。

オ よつて、本件各記事で摘示された事実が真実であるとは認められない。

(2) 被告阿比留供述によれば、被告阿比留は、本件各記事を執筆するにあたり、原告、宮嶋及び太田に対して一切取材を行っていないことが認められ、上記のとおり、本件著書には原告が上記発言をしたと明確に記載しているとは認められないし、本件全証拠によつても、本件各記事に摘示された事実が真実であることを推認させる証拠はない。

この点、被告らは、本件各記事は政論であり、本件各記事を執筆するに当たり、原告への取材は必要ではないと主張するが、政治的な論評を中心とする欄に掲載された記事であるというだけで免責すべき根拠はないから、被告らの主張は採用できない。

したがって、被告らが本件各記事で摘示された事実が真実であると信じたことにつき相当の理由はない。

3 爭点(3)について

前記1及び2の判断によれば、被告阿比留の執筆した本件各記事を産経新聞に掲載して発行したことによって、原告の社会的評価は低下したと認められるから、被告らについて不法行為が成立する。

そして、被告会社が発行する産経新聞が全国で有数の全国紙であること（弁論の全趣旨）、前記1のとおり、本件各記事が災害ボランティア担当の首相補佐官としての原告の社会的評価を低下させるものであったこと、前記2のとお

り、本件各記事が掲示した事実は真実であるとは認められないこと、原告等に対して一切取材を行わずに被告阿比留は本件各記事を執筆し、被告会社は本件各記事を産経新聞に掲載したことが認められる一方で、本件各記事は菅元首相に対する批判を主な目的とし、本件各記事の全体のうち、菅元首相についての記事が大部分であり、原告についての記事はわずかであることが認められること、同記事が対象とする事実及び論評は、市民の正当な関心事として広く議論されるべきもので、事実の公共性、目的の公益性が認められること、未曾有の災害である東日本大震災直後に、被災地復興の対応にあたる自衛隊との連携が不可欠な災害ボランティア担当の首相補佐官にどのような人物が任命されるのが適切であるかについて、様々な評価があり得ること、原告の陳述書（甲9及び11）によっても、本件各記事によって原告の災害ボランティア担当の首相補佐官としての業務に具体的に大きな影響があったかどうかが必ずしも明らかではないことなど、その他訴訟に現れた一切の事情を斟酌すると、上記被告らの不法行為によって、原告が被った精神的損害についての慰謝料は70万円、弁護士費用相当損害は10万円と認めるのが相当である。

また、上記認定事実によれば、本件各記事によって原告が被った損害を回復するためには金銭賠償のみで十分であり、産経新聞に謝罪広告の掲載の必要があるとまではいえない。したがって、原告の請求のうち、謝罪広告の掲載は理由がない。

4 よって、原告の被告らに対する請求は80万円及びこれに対する平成23年3月22日（最終の不法行為の日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の限度で理由があり、原告のその余の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 斎 藤 清 文

裁判官 西 村 修

裁判官 川 原 安 紀 子

これは正本である。

平成 25 年 3 月 22 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 松本英晴

印